



お客さま各位

宮城第一信用金庫

仙台市との脱炭素型建築物の普及促進に関する 連携協定締結および住宅ローン優遇措置の実施について

宮城第一信用金庫(理事長 菅原長男)は、仙台市が推進する新築建築物への太陽光発電設備の導入および高断熱・高省エネルギー化をハウスメーカー等に義務付ける条例の趣旨に賛同し、令和8年5月20日付で、当金庫を含む関係金融機関と同市との間で連携協定を締結する予定です。

これに伴い、当金庫では、本条例に係る住宅ローンをご利用いただくお客さまを対象に、金利優遇および手数料減免の措置を実施することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当金庫は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えするとともに、地域の持続的発展に向けた取組みを積極的に推進してまいります。

記

1. 仙台市の条例の概要および当金庫の対応

本条例は、仙台市(環境局)が地球温暖化対策および持続可能な地域社会の実現を目的として制定するものです。令和9年4月の施行が予定されています。

本連携協定に基づき、仙台市と当金庫は連携・協力し、新築建築物における太陽光発電設備の導入促進および高断熱・高省エネルギー住宅(ZEH 水準等)の普及について、金融面から支援してまいります。

2. 対象案件

以下のすべての要件を満たす新築建築物に係る住宅ローンを対象とします。

- (1) 仙台市内に建築される新築住宅であること
 - (2) 仙台市が定める太陽光発電設備の導入および高断熱・高省エネルギー基準(ZEH 水準等)を満たすこと
 - (3) 仙台市の条例または連携協定に基づく対象案件であることが確認できること
- ※工事着工前に、高断熱・再生可能エネルギー導入の確認資料として「BELS 評価書」の写しを建築主よりご提出いただきます。

3. 優遇内容

(1) 金利優遇

対象となる融資について、当初適用金利より年 0.1%引き下げ

(2)事務取扱手数料の減免

所定の融資事務取扱手数料について、50%相当額を減免

55,000 円(税込) → 27,500 円(税込)

※つなぎ融資等は本優遇の対象外とさせていただきます。

4. 取扱開始日

令和 8 年 5 月 20 日(水)

※条例の施行は令和 9 年 4 月を予定していますが、関連する補助制度が令和 8 年度より開始されることを踏まえ、優遇措置についても同時期に開始するものです。

以 上